

議案第 36 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 29 年 5 月 9 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第1項の規定により専決処分する。

瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例

平成29年3月31日

瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例

瑞穂町都市計画税条例（昭和33年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第12項中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改める。

附則第15項の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の瑞穂町都市計画税条例の規定（附則第15項を除く。）は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

瑞穂町都市計画税条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第39項の条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>3から11 略</p> <p>12 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、<u>第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p> <p>13及び14 略</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する<u>平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税に関する経過措置</u>)</p> <p>15 <u>地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第18条の規定により、平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</u></p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、平成29年4月1日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>この条例による改正後の瑞穂町都市計画税条例の規定(附則第15項を除く。)は、平</u></p>	<p>第1条から第6条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第42項の条例で定める割合は、5分の4とする。</p> <p>3から11 略</p> <p>12 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、<u>第28項、第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</u></p> <p>13及び14 略</p> <p>(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する<u>平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税に関する経過措置</u>)</p> <p>15 <u>地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第10条の規定により、平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</u></p>

成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。